

鹿屋市コミュニティ交通運行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋市コミュニティ交通運行条例（令和6年鹿屋市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 条例第6条の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。

- (1) 1歳未満の者が使用する場合 使用料を免除
- (2) 中学生以上の者に同伴する小学校就学前の者が使用する場合 中学生以上の者1人につき小学校就学前の者1人の使用料を免除
- (3) 小学生以下の者が使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額
- (4) 70歳以上の者が使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額
- (6) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者が使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額
- (8) 第1種の身体障害者手帳の交付を受けている者、第2種の身体障害者手帳の交付を受けている者（12歳未満の者に限る。）、療育手帳の交付を受けている者又は障害等級1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下これらを「障がい者等」という。）に同伴する介護人が使用する場合 障がい者等1人につき介護人1人の使用料の100分の50相当額を減額
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第2項の規定により免許の取消しを受けた者で警察署長が発行する運転免許自主返納カードの交付を受けたものが使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額
- (10) 道路交通法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付を受けた者

が使用する場合 使用料の100分の50相当額を減額

(11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認めた場合 市長が相当と認める額を減額又は免除

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。